

原付講習について

1 原付講習とは

原付講習とは、原付免許取得時に受けることが義務付けられている原動機付自転車の運転に関する講習です。原付講習を受けないと、原付免許を取得することができません。

2 講習の受講対象者

原付免許を取得しようとする方(大分県内に住民票がある16歳以上の方)

3 講習の実施場所

原付講習は、次の場所で開催しています。

講習実施機関	所在地	実施日(回数)
運転免許センター	大分市大字松岡6687番地	週2日(火曜日・水曜日)
中津自動車学校	中津市大字大新田368番地の2	月1回程度
日田自動車学校	日田市桃山町2441番地	月1回程度
佐伯自動車学校	佐伯市新女島6785番地	月1回程度

※ 運転免許センターでは、原付免許取得希望者が多い3月中は、原付講習の実施日を追加することがあります。詳しくは、下記の講習予約先にお問い合わせください。

※ 自動車学校の実施日については、それぞれの自動車学校にお問い合わせください。

4 講習の予約先電話番号

原付免許の受講は、事前の予約が必要です。当日の受付はできません。

運転免許センターで原付の学科試験に合格された方であっても、予約がなければ当日の原付講習は受講できません。※ 学科試験については、運転免許試験のページを確認して下さい。

下記の講習予約先に電話予約を行ってください。

講習実施機関	電話番号	予約受付時間
運転免許センター	097-528-3000 (内線258)	月曜～木曜(平日) 午後2時～午後4時
中津自動車学校	0979-22-3531	営業時間内
日田自動車学校	0973-22-6236	営業時間内
佐伯自動車学校	0972-22-2581	営業時間内

5 講習の受付時間・手数料

○ 受付(講習開始)時間は、講習実施機関への予約時に確認をお願いします。

講習内容	講習時間	講習手数料
実技講習	3時間	4,500円

6 受講に必要なもの

- 講習手数料
- 受講に適した服装(靴・長袖・長ズボン、雨天時は雨衣など)
※ ヘルメットや手袋は講習実施機関で準備しますが、持参しても結構です。
- 身分証明書等(本人確認ができるもの)
- 筆記具(ボールペン)

7 受講を免除される方

○ 特定失効者で、原動機付自転車を運転することができる免許を受けていた方

※ 特定失効者とは

- ・ 免許証の有効期限が切れた日から6ヶ月を経過していない「うっかり失効」及び「理由ある失効者」
- ・ やむを得ない理由(海外出張・入院等)により失効後6ヶ月を超え、申請の日が失効後3年以内で、かつその理由がやんだ日から1ヶ月以内の方

○ 原付免許の申請日6ヶ月以内に原動機付き自転車に相当する種類の車両の運転に関する外国免許を受けていたことがある方で、免許を受けていた期間のうち当該外国に滞在していた期間が通算して3ヶ月以上の方

○ 原付免許の申請日前1年以内に取消処分者講習を受けた方

8 聴覚に障がいのある方へ

聴覚に障害があり、講習内容を聞き取りにくい方は、事前に担当係にお問い合わせください。

問い合わせ先

大分県警察本部運転免許課（大分県運転免許センター）講習係

<住所> 大分市大字松岡6687番地

<電話> 097-528-3000（内線）702-258

<問い合わせ時間> 午後2時～午後4時（土日祝日、年末年始を除く）